

4. 人権意識調査票

※該当する選択肢の番号に○をつけてください。

あなた自身のことについておたずねします。

問1 あなたの年齢は次のどれにあてはまりますか。

- 1 18～29歳
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～69歳
- 6 70歳以上

「人権」全般についておたずねします。

問2 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会であると思いますか。次の中から1つお選びください。

- 1 そう思う
- 2 どちらともいえない
- 3 そうは思わない
- 4 わからない

問3 国民一人ひとりの人権意識は、以前に比べて高くなっていると思いますか。次の中から1つお選びください。

- 1 そう思う
- 2 どちらともいえない
- 3 そうは思わない
- 4 わからない

問4 「近ごろ、人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見がありますが、あなたはこの意見についてどう思いますか。次の中から1つお選びください。

- 1 そう思う
- 2 どちらともいえない
- 3 そうは思わない
- 4 わからない

問5 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものを次の中から3つまでお選びください。

- 1 女性に関する人権
- 2 子どもに関する人権
- 3 高齢者に関する人権
- 4 障害（がい）者に関する人権
- 5 同和問題（部落差別）
- 6 アイヌの人々に関する人権
- 7 外国人に関する人権
- 8 エイズウィルス感染者・ハンセン病患者の人権
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 性的指向の異なる人・性同一性障害者の人権
- 11 その他（ ）

問6 あなたは、最近（過去5年間）、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。次の中から1つお選びください。

- | | |
|---------|---------------|
| 1 ある | → 問7へお進みください。 |
| 2 ない | → 問9へお進みください。 |
| 3 わからない | → 問9へお進みください。 |

（問6で「1 ある」と答えた方におたずねします。）

問7 どのような人権侵害でしたか。次の中から該当するものすべてお選びください。

- 1 あらぬ噂^{うわさ}をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた
- 2 名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された
- 3 社会的地位、慣習、脅迫などにより、意に反することをさせられたり権利の行使を侵害された
- 4 人種・信条・性別などにより、不平等または不利益な取扱いを受けた
- 5 学校、職場、地域において、不当な待遇や言動を受けた
- 6 プライバシーを侵害された
- 7 性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた
- 8 特定の人に執拗^{しつよう}につきまとわれた（ストーカー被害）
- 9 その他（ ）

(問7で答えた方におたずねします。)

問8 その時、どうされましたか。次の中から該当するものすべてお選びください。

- 1 友達、同僚、先輩、教師、上司に相談した
- 2 家族、親戚に相談した
- 3 警察に相談した
- 4 弁護士に相談した
- 5 公共機関(県、市町村、法務局、人権擁護委員や人権相談)に相談した
- 6 民間団体に相談した
- 7 相手に抗議するなど自分で解決した
- 8 黙って我慢した
- 9 忘れた・わからない
- 10 その他 ()

女性に関する人権についておたずねします。

問9 女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があること
- 2 昇給昇進時の男女差や、責任ある仕事を任せてもらえない、妊娠、出産等を理由に不利益な扱いを受ける（マタニティ・ハラスメント）など、職場において女性であることを理由とする待遇の差があること
- 3 育児、家事、介護等を男女が共同で担うことができる社会システムが整備されていないこと
- 4 夫やパートナーから暴力をふるわれること（ドメスティック・バイオレンス）
- 5 職場等で性的嫌がらせをされること（セクシュアル・ハラスメント）
- 6 性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の意識が浸透していないこと
- 7 売春・買春
- 8 女性のヌードがアダルトサイトやビデオ、DVD、雑誌などにおいて商品化されていること
- 9 女性だけが「奥様」、「婦人」、「未亡人」と言われること
- 10 わからない
- 11 その他 ()

問10 女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 女性のための各種相談体制を充実する
- 2 女性の人権を守るための啓発活動を推進する
- 3 男女平等や性についての教育を充実する
- 4 女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境を充実する
- 5 議員、企業役員や行政の審議会等への女性の参画を促進する
- 6 女性が暴力等の被害から避難するための「シェルター・緊急待避所」を整備する
- 7 女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する
- 8 相談機関などが暴力を受けた被害者の意思や気持ちに配慮した対応をする
- 9 捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届け出しやすいようにする
- 10 テレビ、映画、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアの倫理規程を強化する
- 11 わからない
- 12 その他 ()

子どもに関する人権についておたずねします。

問 11 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 言うことを聞かない子どもに保護者がしつけのつもりで体罰を加えること
- 2 保護者が子どもに対して身体的、心理的に虐待すること
- 3 子ども同士が「暴力」、「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをすること
- 4 いじめをしている子どもや、いじめられている子どもを見て見ぬふりをすること
- 5 学校や就職先の選択等について大人が子どもの意思を尊重しないこと
- 6 教師が子どもに体罰を加えること
- 7 児童買春・児童ポルノ等
- 8 わからない
- 9 その他 ()

問12 子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで
お選びください。

- 1 子どものための各種相談体制を充実する
- 2 子どもの人権を守るための啓発活動を推進する
- 3 体罰禁止を徹底する
- 4 学力偏重の入試制度のあり方を改める
- 5 教師の人間性、資質を高める
- 6 大人が他人に対する思いやりなどを教える（善悪や道德等）
- 7 大人が子どもの個性を尊重する
- 8 わからない
- 9 その他（ ）

高齢者に関する人権についておたずねします。

問 13 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 働ける能力を発揮する機会がないこと
- 2 悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多いこと
- 3 病院での看護や福祉施設での対応が十分でないこと
- 4 高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しないこと
- 5 介護制度が十分でないこと
- 6 情報がひとり暮らしの高齢者に十分につたわないこと
- 7 家族が高齢者の世話を避けること
- 8 道路の段差解消、エレベーターの設置その他の高齢者が暮らしやすい街づくりや住宅づくりが進んでいないこと
- 9 わからない
- 10 その他（ ）

問 14 高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで
お選びください。

- 1 高齢者のための各種相談体制を充実する
- 2 高齢者を思いやり、人権を守るための啓発活動を推進する
- 3 高齢者が自立し、生活しやすい環境を整える
- 4 病院での看護や福祉施設での対応を改善する
- 5 看護・介護に関する情報を細かく広報する
- 6 高齢者の就職機会を増やす
- 7 高齢者への犯罪に対して、取締りを強化する
- 8 高齢者和其他の世代との交流を進める
- 9 成年後見制度(*)など、高齢者の人権と財産を守るための制度の利用を促進する
- 10 高齢者のための社交場をつくる
- 11 わからない
- 12 その他 ()

(*)成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財産管理や契約などの法律、生活面を支える制度

障害（がい）者に関する人権についておたずねします。

問 15 障害（がい）者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から3つまでお選びください。

- 1 障害（がい）または障害（がい）者についての理解が十分でないこと
- 2 就職活動や職場において不利な扱いを受けること
- 3 施設サービスが十分でないこと
- 4 在宅サービスが十分でないこと
- 5 病院や施設で本人の意思に反して自由を制限したりすること
- 6 知的障害（がい）者、精神障害（がい）者等で判断能力が十分でない者に財産管理等経済生活をめぐる権利侵害があること
- 7 道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障があること
- 8 スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が少ないこと
- 9 結婚の際、周囲から反対を受けること
- 10 わからない
- 11 その他 ()

問16 あなたは、障害（がい）者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 障害（がい）者のための各種相談体制を充実する
- 2 障害（がい）者の人権を守るための啓発活動を推進する
- 3 障害（がい）者の就職機会を確保する
- 4 成年後見制度（*）など、障害（がい）のある人の権利と財産を守るための制度の利用を促進する
- 5 障害（がい）のある人が、安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する
- 6 障害（がい）のある人がスポーツや文化活動などに参加しやすくする
- 7 障害（がい）のある人となない人との交流を促進する
- 8 学校教育の中で、障害（がい）者理解教育を充実する
- 9 病院や施設の職員の研修を充実する
- 10 わからない
- 11 その他（ ）

（*）成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財産管理や契約などの法律、生活面を支える制度

問17 平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律をご存じですか。次の中から1つお選びください。

- 1 法律の内容まで知っている
- 2 法律が出来たことは知っている
- 3 法律が出来たことを知らない

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とは

全ての国民が、障害（がい）の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害（がい）を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

この法律では、国・地方公共団体や会社・お店などの事業者が、障害（がい）のある人に対して正当な理由がなく障害（がい）を理由とした「不当な差別的扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を義務化されていることなどについて規定されています。

同和問題（部落差別）についておたずねします。

問18 あなたは、同和問題（部落差別）について知っていますか。次の中から1つお選びください。

- 1 言葉も内容も知っている（問19にお進みください）
- 2 言葉は知っている（問30にお進みください）
- 3 知らない（問30にお進みください）

問19 あなたが同和問題（部落差別）について初めて知ったのは、いつ頃ですか。次の中から1つお選びください。

- 1 6歳まで
- 2 7歳～12歳
- 3 13歳～15歳
- 4 16歳～18歳
- 5 19歳以上
- 6 はっきり覚えていない

問20 あなたが同和問題（部落差別）について初めて知ったのは、誰（なに）からですか。次の中から1つお選びください。

- 1 家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）
- 2 親戚
- 3 近所の人
- 4 職場の人
- 5 友人
- 6 学校の授業、先生
- 7 テレビ、ラジオ、新聞、本など
- 8 人権に関する集会や研修会
- 9 県や市町村の広報紙や冊子
- 10 はっきり覚えていない
- 11 その他（ ）

問21 あなたは同和問題（部落差別）の起源について、どのように受けとめていますか。次の中から1つお選びください。

- 1 人種（民族）が違った
- 2 宗教が違った
- 3 職業（仕事）が違った
- 4 生活が貧しかった
- 5 江戸時代の政策によってつくられた
- 6 わからない
- 7 その他（ ）

問 22 同和問題（部落差別）に関する事柄で、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から3つまでお選びください。

- 1 就職において不利な扱いを受けること
- 2 結婚の際、周囲から反対を受けること
- 3 日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること
- 4 職場で不利な扱いや差別的な待遇を受けること
- 5 学校の中で友だちから仲間はずれやいじめなどを受けること
- 6 インターネット上に差別を助長する表現が掲載されること
- 7 わからない
- 8 その他（

問23 あなたは、過去に実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしたことがありますか。あるいは、あなたの親族・知人が、過去に同様の被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか。あるとしたら、どのような場面、事例でしたか。次の中から該当するものすべてお選びください。

- | | | |
|----|---------------|---|
| 1 | 結婚や交際 | |
| 2 | 就職や職場 | |
| 3 | 戸籍（閲覧、取得等） | |
| 4 | 落書き、貼り紙 | |
| 5 | 悪口 | |
| 6 | インターネット上の書き込み | |
| 7 | 同和地区名の公表 | |
| 8 | その他（ | ） |
| 9 | 覚えていない | |
| 10 | そのような場面、事例はない | |

問28 あなたが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたはどのようにされますか。次の中から1つお選びください。

- 1 家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する
- 2 できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する
- 3 家族や親戚の反対があれば、結婚しない
- 4 絶対に結婚しない
- 5 わからない

問29 あなたは、同和問題（部落差別）を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 同和問題を解決するための啓発広報活動を推進する
- 2 同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する
- 3 同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する
- 4 えせ同和行為(*)を排除する
- 5 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
- 6 インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する
- 7 同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておく
- 8 わからない
- 9 その他（ ）

(*)えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求

問30 平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律をご存じですか。次の中から1つお選びください。

- 1 法律の内容まで知っている
- 2 法律が出来たことは知っている
- 3 法律が出来たことを知らない

「部落差別の解消の推進に関する法律」とは

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査などについて規定されています。

問31 令和4年7月に、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。あなたは、この条例をご存じですか。次の中から1つお選びください。

- 1 条例の内容まで知っている
- 2 条例が出来たことは知っている
- 3 条例が出来たことを知らない

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」とは

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的に制定された条例で、令和4年7月に施行されました。

この条例では、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為による部落差別の禁止などについて規定されています。

外国人に関する人権についておたずねします。

問 32 日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 就職活動や職場において不利な扱いを受けること
- 2 年金制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されないこと
- 3 選挙権がないこと
- 4 アパートなどの住宅を容易に借りることができないこと
- 5 習慣等が違うので、地域社会で受け入れられにくいこと
- 6 結婚の際、周囲から反対を受けること
- 7 病院や公共施設に十分な外国語表記がないのでサービスが受けにくいこと
- 8 お店やレストランなどで十分なサービスが受けにくいこと
- 9 いわゆるヘイトスピーチが公然と行われていること
- 10 わからない
- 11 その他 ()

問 33 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 外国人のための各種相談体制を充実する
- 2 外国人の人権を守るための啓発活動を推進する
- 3 外国人の就職機会を確保する
- 4 外国人の地方参政権や行政への参画を促進する
- 5 日常生活に必要な情報を外国語により提供する
- 6 外国人の文化や伝統を尊重し、外国の人々と協調する態度をはぐくむなど国際理解教育を進める
- 7 地域における行事などを通じ、外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める
- 8 わからない
- 9 その他 ()

問 34 平成28年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。あなたは、この法律をご存じですか。次の中から1つお選びください。

- 1 法律の内容まで知っている
- 2 法律が出来たことは知っている
- 3 法律が出来たことを知らない

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）とは

近年、日本以外の国・地域の出身者又はその子孫で日本に適法に居住する人（本邦外出身者）を地域社会から排除することを煽動（せんどう）する「不当な差別的言動」が行われていることを踏まえ、こうした本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」を解消することを目的としています。

この法律では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」のない社会の実現のため、国や地方公共団体の責務や教育の充実、相談体制の整備、啓発活動などについて規定されています。

インターネットによる人権侵害についておたずねします。

問35 インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から3つまでお選びください。

- 1 他人の身元を暴いたり、誹^ひ謗^{ぼう}中傷する表現を掲載すること
- 2 差別を助長する表現を掲載すること
- 3 出会い系サイト、SNSなどが犯罪を誘発する場となっていること
- 4 捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 5 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること
- 6 個人情報が流出していること
- 7 インターネットを利用した悪徳商法の被害が起こっていること
- 8 わからない
- 9 その他 ()

問 36 インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中か
ら3つまでお選びください。

- 1 インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
- 2 インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する
- 3 プロバイダに対し情報の停止・削除を求める
- 4 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
- 5 表現の自由に関わる問題であり、対策には慎重な対応が必要である
- 6 わからない
- 7 その他 ()

性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権についておたずねします。

問37 性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権に関する事柄について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 家族・友人などに理解が得られないこと
- 2 性的指向について差別的な言動をされること
- 3 本人の承諾なしに、その人の性自認や性的指向を他人に話すこと（アウティング）
- 4 申込用紙等に、特に必要がない性別の記入欄を設けること
- 5 性別で区別された制服や設備が利用しにくいこと
- 6 同性同士のペアに対しアパートの賃貸契約を拒否すること
- 7 学校や職場で嫌がらせやいじめを受けること
- 8 就職、仕事等で不当な扱いを受けること
- 9 普段の会話で「男らしい人」「女らしい人」といった表現をすること
- 10 同性パートナーとの関係を認める法律や制度の整備が十分でないこと
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

問38 あなたは、性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権を守るためにはどのようなことが必要と思いますか。次の中から3つまでお選びください。

- 1 性自認・性的指向は多様であることを教育・啓発する
- 2 安易に他人に性別をたずねることをひかえる
- 3 同性同士のペアに法律上の婚姻を認める
- 4 個人的に告白された性自認・性的指向について口外しないようにする（アウティング）
- 5 トイレや更衣室について、性別を問わず利用しやすい環境を整備する
- 6 必要のない性別欄を廃止する
- 7 相談窓口を整備する
- 8 わからない
- 9 その他（ ）

問39 令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律をご存じですか。次の中から1つお選びください。

- 1 法律の内容まで知っている
- 2 法律が出来たことは知っている
- 3 法律が出来たことを知らない

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」とは

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会が実現することを目的としています。

この法律では、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならないとの認識の下、性の多様性に関する国民の理解を増進するため、国や地方公共団体、事業主等が努めるべき事項について規定されています。

人権問題への取組についておたずねします。

問 40 今後、市町が人権問題の解決に向けて、取り組むべきことについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。次の中から3つお選びください。

- 1 広報活動の推進
- 2 相談体制の充実
- 3 人権侵害を受けた人を救済する制度の充実
- 4 情報の収集・提供の充実
- 5 国、県、市町村、民間団体等の関係機関による連携と一体的な啓発の推進
- 6 幼児期から、多様な個性を認めあえる教育の推進
- 7 学校における人権教育の推進
- 8 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する人権啓発の充実
- 9 社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策の充実
- 10 必要ない
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

問41 【自由記述欄】人権問題について考えておられることを、ご自由にお書きください。

これで調査は終了になります。ご協力ありがとうございました。

本調査票は同封の返信用封筒で、令和6年10月31日（木）までに、郵便ポストにご投函くださいますようお願い申し上げます。